

関東甲信越臨床工学技士協議会 定款

第1章 総則

- 第1条 本会は、関東甲信越臨床工学技士協議会と称する。
- 第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市西区高島 2-10-13 横浜東口ビル 606 号（公益社団法人神奈川県臨床工学技士会事務所内）に置く。
- 第3条 本会は、関東甲信越 10 都県の臨床工学技士会が協力し、臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質を向上させ、臨床工学技士としての倫理を高め、医療の安全確保と信頼を図り、関東甲信越地域住民の健康保持増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次のことを行う。
- 1) 会員の臨床工学技士としての倫理高揚を図る。
 - 2) 会員の生涯教育を振興し、その学術ならびに技術の向上を図る。
 - 3) 関東甲信越臨床工学会を開催する。
 - 4) 臨床工学技士の全国的連携と交流を深める。
 - 5) 職能団体相互の連携を密にし、チーム医療の推進と協調を図る。
 - 6) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は、関東甲信越地区の茨城、神奈川、群馬、埼玉、千葉、東京、栃木、長野、新潟、山梨（あいうえお順）の 10 都県の臨床工学技士会を以て構成する。

第3章 代議員

- 第6条 本会の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
2. 代議員の員数は50人以内とする。
 3. 代議員は各都県会員の中から選ばれた 10 都県の 3 役（会長（理事長）、副会長（副理事長）、事務局長）を含む 4 名選出及び関東甲信越より選出の日本臨床工学技士会理事（以下、「JACE 理事（関東甲信越）」という。）とする。

第4章 役員

第7条 本会に次の理事会を設置する。

- 1) 理事 12名以上 20名以内
 - 2) 監事 2名以内
2. 理事及び監事は、10都県会長（理事長）及び JACE 理事（関東甲信越）とする。
 3. 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を事務局長とする。
 4. 理事長、副理事長、事務局長、監事は、理事会の決議により選定する。
 5. 理事の任期は2年、監事の任期は4年とする。但し再選は妨げない。
役員の職務は次のとおりとする。
 - 1) 理事長はこの会を代表し、会務を統括する。
 - 2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは会を代表し、その会務を代行する。
 - 3) 理事は理事会を組織し、会務にかかわる案件を審議し、これを決議する。
 - 4) 監事は事業及び会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

第5章 会 議

第8条 本会の会議は、理事会及び総会を置き、開催様式には電子媒体・WEB 会議等をも含む。

2. 理事会は、役員（理事、監事）を以て構成する。
3. 臨時理事会は、理事長が必要と認めた場合に随時開催することができる。
4. 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立とする。
5. 会議の決議は、会議に出席した構成員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
6. 会議に出席できない役員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項については書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。
7. オブザーバとして理事の推薦もしくは承諾を得た者は、本会の会議に出席し発言することができる。ただし議決権を認めない。
8. 会議については、議事録を作成しなければならない。会議の議事録は、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録を持って作成し保存する。

第9条 総会は代議員を以て構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

第6章 会 計

第10条 本会の経費は拠出金その他の収入による。

2. 本会の事業年度及び会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。
3. 会計の詳細は別に定める。

- 付則 1) この定款は総会の決議を経なければ変更することはできない。
2) 本会則は2021年7月13日より施行する。

2021年7月に本会の会議を行って、この定款の施行日を決めることとする。

関東甲信越臨床工学技士協議会 運営細則

1. 関東甲信越臨床工学技士協議会を構成する都県臨床工学技士会（以下各会）が開催する学術・教育事業等は、開催技士会以外の会員にも開催技士会会員と同等扱いにする。
2. 各会は相互に情報提供の努力をする。
3. 政治的活動は各会独自の主体性に委ね、関東甲信越臨床工学技士協議会は関知しない。
4. 会計（会費、運営費）について
 - 1) 各会は、関東甲信越臨床工学技士協議会の運営費及び関東甲信越臨床工学会の補助金として、一律8万円及び所属会員1人100円/年（毎年3月31日現在）の人数にて捻出した金額を関東甲信越臨床工学技士協議会に拠出し、その中から、70万円を関東甲信越臨床工学会の開催都県に送金する。
 - 2) 関東甲信越臨床工学会収支がマイナス残高の場合は、開催担当技士会が負担する。
 - 3) 関東甲信越臨床工学会収支がプラス残高の場合、拠出総額以内の場合には、各会に会員人数等分に按分して返納する。拠出総額を超える場合には、拠出額を各会に返納し残金を開催担当技士会の収入とする。
 - 4) 年会費は徴収しない。
 - 5) 会議などの行動費は各会の負担とする。
5. 原則として、関東甲信越臨床工学会の開催は、群馬、神奈川、新潟、東京、埼玉、長野、千葉、茨城、山梨、栃木技士会の順に担当する。
6. 関東甲信越臨床工学会の内容は開催技士会に一任する。
7. 関東甲信越臨床工学技士協議会は分科会を設置することができる。
 - 2) 分科会は、災害対策委員会、関東甲信越人材活性化委員会などとする。
 - 3) 分科会の委員は関東甲信越臨床工学技士協議会の各都県臨床工学技士会に属する会員をもって構成する。
 - 4) 分科会の事業計画案は理事会の承認により施行される。
 - 5) 活動内容については、適時、理事会に報告する。

- 付則 1) この細則は理事会の決議を経なければ変更することはできない。

2) 本細則は 2021 年 7 月 13 日より施行する